

平成17年第 3 回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

(その2)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
90	17. 9. 26	国民保護協議会及び国民保護計画に関する請願	高津区 自治市民・かわさき	飯 塚 正 良 西 村 英 二 佐 藤 喜美子 猪 股 美 恵	国民保護法及び国民保護基本方針に基づいて、「武力攻撃事態」の発生に対応して、国の指示に従って市町村は住民を避難させるための保護計画の策定が義務付けられています。しかし、「武力攻撃事態」の4つの類型のうち、「着上陸侵攻」については、政府自ら可能性が少ないと判断しているのです。住民の大規模な避難計画を策定する必要はあるのでしょうか。また、鳥取県の図上訓練でも住民の大規模な避難誘導が不可能なことが証明されました。 これらのことから、現実には必要性が少なく、また技術的にも困難な住民の避難・誘導のための国民保護計画を策定するかわりに、市が独自に住民の安全を守る計画を策定すべきです。問題の多い国民保護計画を国の指針に従って策定するのではなく、川崎市は国民保護計画を策定する必要がないという判断を政府に提示する必要があるのではないのでしょうか。住民の安全を守る独自の計画は、外交的努力及び市独自の措置（無防備地域宣言）を行うことです。 以上、検討していただきたく、お願いします。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
91	17. 9. 28	60歳節目健診・乳がん検診・子宮がん検診の拡充を求めることに関する請願	川崎区 川崎市社会保障推進協議会 ほか1,352名	潮田智信 市古映美 猪股美恵 佐藤喜美子	次の事項を請願します。 1 60歳節目健診を新設すること。 2 乳がん検診の対象を30歳以上毎年検診に戻すこと。 3 子宮がん検診の対象を20歳以上毎年検診にすること。	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
9 2	17. 9. 28	川崎市高齢者ふれあい活動支援事業の拡充を求めることに関する請願	川崎区 川崎市社会保障推進協議会 ほか1,460名	潮 田 智 信 市 古 映 美 猪 股 美 恵 佐 藤 喜美子	川崎市高齢者ふれあい活動支援事業は、市民ボランティアが取り組んでいる「会食、配食、小規模デイサービス」に対して経費の一部を補助し、「地域全体で高齢者の生活を支えるシステムづくりを促進するもの」です。 高齢者の暮らしを支える上で最も重要な食事を「自助・共助・公助」で支えるふれあい活動の重要性は日に日に増していますが、残念なことに補助金が年々下げられています。 高齢者が「生き生きと心豊かに暮らせる」（新総合計画の理念）ように、次の点でふれあい活動支援事業の拡充を請願します。 1 川崎市高齢者ふれあい活動支援事業への補助金の削減はやめること。 2 川崎市高齢者ふれあい活動支援事業のさらなる発展へ補助対象数と補助金額を拡充すること。	健康福祉 委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
114	17. 9. 13	幸区東小倉・塚越地内の歩行者安全対策に関する陳情	幸区 東小倉町内会	幸区小倉520番地付近と、同塚越3丁目428番地付近の交差点は、変則的な上、横断歩道が2か所ともカーブの所に作られているなど、歩行者にとって危険です。 今まで大きな事故がなかったことが幸いですが、小さな事故には多くの人が遭遇しています。 近年、買い物や車いすの人の横断が多くなっており、また、現在建設中のキャノンが完成時には、人、車の横断が激化することが目に見えています。 つきましては、住民の声を反映し、安心して歩行できるように、信号機の設置の検討を含め、横断歩道の改善改良について、要望いたします。	市民委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
115	17. 9. 27	川崎市の平和施策推進 に関する陳情	宮前区在住者	国民保護法により、「武力攻撃事態」の発生に対応して、市町村は住民を避難させるための保護計画の策定が義務付けられたと報道されています。自然災害への対策とは全く異なり、武力攻撃に対する住民の大規模な避難計画の策定は、平和への希求を無意味なものとするばかりか、市民の人命や財産を脅いかねない危険すらあると思われます。 つきましては、次の事項を陳情します。 1 非核都市宣言をしている川崎市は、「武力攻撃事態」に対応するとされる住民の大規模な避難計画を策定しないでください。 2 川崎市は、無防備都市宣言をしてください。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
116	17. 9. 28	わくわくプラザ事業への指定管理者制度導入に関する陳情	高津区 「川崎市わくわくプラザ」を考えるネットワーク	わくわくプラザ事業への指定管理者制度導入に当たり、指定管理者に対して次の対応が実施されるよう、指導または要望してください。 1 スタッフ体制について (1) 常勤の同一スタッフリーダーの常時複数体制 (2) スタッフの継続可能な雇用形態 2 児童の安全について（けが・事故発生時の対策） (1) 速やかな応急処置（病院対応含む）及び保護者への連絡体制 (2) 専門家を含めた体制による問題の調査・分析及び是正措置 3 障害児対応について (1) 申請者全員の受入れとサポート体制の保障 (2) 継続的なケアとサポート対応が可能な専門性を有するスタッフの、障害児のいるわくわくプラザへの配置 4 留守家庭児事業の継承について (1) 留守家庭児（学童保育）事業からわくわくプラザ事業へ移行する際に提示した留守家庭児事業の継承と川崎市子どもの権利条例の遵守 5 各わくわくプラザの運営について (1) 利用児童、保護者の意見を尊重し、一人一人の児童にとってより良いわくわくプラザの運営	市民委員会